事業計画となっているかなど、慎重に 画的な実施に向け、新たな財政計画 検討されました。 や公債費負担適正化計画を踏まえた する、緊急性・重要性の高い事業の計 審議では、それぞれの地域が必要と

「適当と認める」旨の答申が出されま 審議の結果、すべての審議会から

主な新規・変更事業

総事業費 8億2000万円 ○超高速情報通信網整備事業【新規

に基づく民設民営方式による光ファイ バー網整備補助 = 情報通信網整備検討委員会提言

変更後総事業費 ○防災行政無線施設整備事業【変更】

14億8632万7千円

よびオフトーク通信終了などを背景 に、事業年度前倒しによる変更 =防災情報伝達手段の早期完成お

|実施計画に対する主な意見

とされたい。 なるよう周辺地域にも配慮した計画 て、将来的には市内全域が整備区域と ○超高速情報通信網整備事業につい

長期総合計画·後期実施計画事業費総括表(施策体系別)

施業体系	6年間合計	事業数
1.協働の力で 笑顔が輝くまちづくり (自治・協働)	2,928,160	39
2.さとやま資源の活用で 地域が輝くまち (産業・交流)	8,609,474	113
3.自然との共生で 暮らしが輝くまち (環境·基盤·定住)	21,788,155	204
4.心と体の健康づくりで 命が輝くまち (保健・福祉・医療)	11,490,289	61
5.ふるさとを愛する心で 人が輝くまち (教育·文化)	9,911,332	57
6.重点戦略プロジェクト	1,378,675	15
合 計	56,106,085	489

庄原地区地域審議会の様子

森林の伐採も届け出を

以内に、取得した土地のある市町 土地の所有者となった日から90日

場合は、事後の届け出になりま 森林経営計画に基づいた伐採の す。ただし、森林施業計画または ときは、事前の届け出が必要で 森林の立木を伐採しようとする

■対象となる森林

林)。ただし、保安林は除く。 民有林(地域森林計画の対象森

> あります。 ②土地の位置を示す図面 ※無届け、虚偽届け出には罰則

が

一届け出期間 必要です。

までの間。 伐採を始める90日前から30日 前

ださい。 持っている方の両方で届け出てく 伐採する方と造林する権限を 造林を行う方が異なる場合は、 ※伐採をする方または伐採後の

森林の土地所有者は届け出が必要です

られています。 は、市町村長への届け出が義務付け 森林の土地の所有者となった方

届け出事項

村長に届け出てください。

権移転の原因、土地の所在・面積、

名、所有者となった年月日、所有 届け出者と前所有者の住所・氏

土地の用途など。

《添付書類》

取得した方。

などにより森林の土地を新たに 個人・法人を問わず、売買や相続

契約書など権利を取得したことが ①登記事項証明書または土地売買 分かる書類の写し

売買契約を届け出ている方は対 ※国土利用計画法に基づく土地

一届け出期間

※自己所有の森林でも届け出は

申請窓口・問い合わせ

または各支所産業振興室・産業建設室まで。 林業振興課林業振興係(☎0824-73-1124